

發教一〇三號

定決裁

八月 26 日

文書課長

送發

八月廿八日

起案者

昭和二十一年 八月二十四日起案

教科書局長

庶務課長

次官

文書課長

田中

21.8.26

調査課長

録事

22

名 件

種別

各地方

階名

番號

發教

一〇三

年 月

案一 局長

同付月日  
月 日  
月 日  
月 日

四

文 部 省

地方長官 師範學校長 青年師範學校長 高等師範學校長  
女子高等師範學校長 東京高等學校長 東京盲學校長 東京  
聾啞學校長 都立高等學校長 武蔵高等學校長 成蹊高等學  
校長 成蹊高等學校長 富山高等學校長 浪速高等學  
校長 甲 南高等學校長 以上各宛

階名唱法について

從來、國民學校及び中等學校に於ける音樂指導にあ  
たり、<sup>音</sup>聽訓練特に和音訓練の極端なる重視からイロハ音名  
唱法が採用せられてきたが、種々検討の結果、爾今國民學校  
及び中等學校に於いて音樂を指導する場合には原則として  
ドレミ階名唱法に則ることとした。ただし、事情により音名  
唱法（イロハ音名唱法及び固定ドレミ唱法）を繼續して毎見施  
すも妨げない。尚、音名は從來通り日本音名を使用す  
ること。

右の趣意を改めて貴管下國民學校及び中等學校に  
通達せられ、指導上遺憾なきやう特に御配慮を願  
ひます。

八月廿八日  
主務發

三號 定決裁 八月二十六日 文書課長  
 二十一年 八月二十四日起案  
 送發 八月廿八日 起案者

八月廿八日  
 事務發達

文書課長 田中 21.8.26  
 庶務課長  
 局長

案ノ一 局長  
 年月日

官 師範女子校長 青年師範學校長 高等師範學校長  
 師範學校長 東京高等學校長 東京盲學校長 東京  
 校長 都立高等學校長 武藏高等學校長 成蹊高等  
 成蹊高等學校長 富山高等學校長 浪速高等學  
 甲 南高等學校長 以上各宛  
 伯名唱法について

文 部 省

國民學校及び中等學校に於ける音樂指導にあ  
 訓練特に和音訓練の極端を重視からイロハ音名  
 採用せられたるが、種々検討の結果、爾今國民學校  
 等學校に於いて音樂を指導する場合には原則として  
 伯名唱法に則ることとした。ただし事情により音名  
 ロハ音名唱法及び固定ドレミ唱法を繼續して毎見施  
 しない。尚、音名は從來通り日本音名を使用す  
 意思を改めて貴官下國民學校及び中等學校に  
 此、指導上遺憾なきやう特に御配慮を願

番 號	一〇三	名 件	各地方長官へ通牒 階名唱法について	種 別	通知
年 月 日	八二八			聯 繫	
結 了	三			追 登	加 録
年 限	八二八				
保 存	三				
限	八二八				
枚 數	三				

號  
定決裁  
月 日 文書課長  
送發  
月 日 起案者

昭和 年 月 日 起案

案ノ二

年 月 日

局長

内務省管理局長 大藏省專賣局長 大藏省造幣  
局長 司法省刑政局長 農林省營林局長 鐵道總局  
長官 海務院長官 逓信院文書課長 學習院長  
女子學習院長 厚生省社會局長 以上各宛

階名唱法について

標題の件について本日別紙の通。地方長官並に  
関係學校長宛通牒をいたしましたから、免考迄に  
一部お送りします。

文 部 省

月	月	月	月	月	月	月	月	月	日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

裏面白紙

階名唱法について

從來、國民學校及び中等學校に於ける音楽指導にあたり聴訓練特に和音訓練の極端なる重視からイロハ音名唱法が採用せられてゐたが、種々検討の結果、爾今國民學校及び中等學校に於いて音楽を指導する場合に原則としてドレミ階名唱法に則ることとした。ただし事情により音名唱法（イロハ音名唱法及び固定ドレミ唱法）を繼續して實施するも妨げない。尙、音名は從來通り日本音名を使用すること。

右の趣意を改めて貴管下國民學校及び中等學校に通達せられ、指導上遺憾なきやう特に御配慮を願ひます。

昭和二十一年八月廿九日  
 文部省教育委員会  
 長官 有馬 公一  
 県教育委員会  
 長官 有馬 公一

昭和二十一年九月三日

教科書局長

文部大臣

庶務課長

新聞発表案内

階名唱法はついで、別紙の通り新聞発表案内によろしくごさい  
ますか、

三野正太郎

(國定規格B5 235×315 50g)

裏面白紙



括弧のイがよいと考へられる向は、  
 使用しと差支ない。これは固守トシ  
 も同様である。  
 寺・音名をそのうちに各々國とも  
 自國語を使用し  
 みるうであるから、國に  
 使用するうは當然である。

(國定規格 B5 (25 × 35 ㎝))

裏面白紙

502

文部省の<sup>今</sup>階名唱法に関する新編草案  
階名唱法は、その要訣なりには、地方長官よりなして、國立學校に、通達を  
行ふが、その要訣なりには、趣旨は、凡の通りである。

國民學校における聴覚訓練即ち音感教育は、戦時中極度に  
重要視せられたるが、音楽教育としてこの範圍を逸脱してゐる傾向が  
ないとはなかつた。これを矯正して、音感教育と音楽教育の正しい手  
段に引戻すと共に、正しい音感教育は將來も益々盛んになければ  
ならない。尚音感教育の必要上から強制せられてゐるイロハ音名唱  
法は、原則的にトレミ階名唱法に替ふことである。それはトレミ階名唱  
法が、世界的に通用する唱法であると共に、奥の編のハーパーセント以上が支  
持してゐるからである。しかし、すでにイロハ音名唱法の教達してゐる見  
地に新にトレミ階名唱法を授けたい方が多いと考へられる向は、イロハ  
音名唱法を継続して使用して差支へはない。これは固定トレミ唱法に  
ついても同様である。

(國定規格第525号)

裏面白紙



尚書右丞の事務は各國とも自國法を使用するものより、わ  
かぬものあり、吾等もはイロハを使用するものは、  
音名

(國定規格 五三×二五 紙)

裏面白紙

文部省では今次國民學校中等學校の音楽指導は原則として「ドレミ階名唱法」によることとし、地方長官ならびに關係學校長に連絡を授けたが、その要點ならびに趣旨は左の通りである。

國民學校における確覺訓練即ち音感教育は、現時中至極に重要視せられたるゆゑ、音楽教育としての範圍を遠脱してある傾向がないではなかつた。これを矯正して、音感教育を音楽教育の正しい手段に引戻すと共に、正しい音感教育は將來とも益々盛んにしなければならぬ。尙音感教育の必要上から強制せられてゐたイロハ音名唱法は原則的に適用する唱法であると共にこととした。それはドレミ階名唱法が世界的に適用する唱法であると共に、輿論の八〇パーセント以上が支持してゐるからである。しかしすでにイロハ音名唱法に熟達してゐる兒童に新にドレミ階名唱法を授けない方がよいと考へられる向は、イロハ音名唱法を繼續して使用して差支へはない。これは固定ドレミ唱法についても同様である。

尙音名そのものには各國とも自國語を使用してゐるのであるから、わが

國においても、音名にはイロハ音名を使用するのは當然である。